

公益財団法人埼玉県下水道公社下水道施設維持操作業務委託 一般競争入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人埼玉県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する下水道施設（水処理・汚泥処理・中継ポンプ場）維持操作業務の委託契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2条 入札参加に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、公益財団法人埼玉県下水道公社下水道施設維持操作業務委託共同企業体取扱要綱に定める共同企業体（以下「企業体」という。）であるとともに、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者でないこと。
（別に定める「資本関係又は人間関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照）
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者（様式第18号）であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者（様式第19号）は、この限りでない。
- (9) その他理事長が必要と認める事項。

(公告内容等の決定)

第3条 理事長は、本社に設置された入札参加資格審査委員会（請負契約等業者選定委員会をもってこれに代えることができる。）に諮り、参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

2 前項の審査は、公益財団法人埼玉県下水道公社請負契約等業者選定委員会設置要綱に定めるところによる。

(入札の公告)

第4条 理事長は、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告するものとする。

2 公告は、様式第1号により本社及び支社に掲示するほか、公社ホームページ等で行うものとする。

(設計図書等)

第5条 設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書(以下「設計図書等」という。)は、入札参加希望者に閲覧及び貸与するほか、公社ホームページに掲載する。

(参加資格の有無の確認申請)

第6条 入札に参加を希望する共同企業体(以下「入札参加希望者」という。)は、入札の公告で指定する期限までに一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)に一般競争入札参加資格等確認資料(様式第2-2号)を添付し、理事長に提出しなければならない。

2 前項に定める資料の様式は次のとおりとする。

(1) 共同企業体協定書(様式第3号)

(2) 登録等の状況(様式第4号)

(3) 同種業務の実績調書(様式第5号)

(4) その他指定する事項(様式第6号)

(5) 社会保険等の加入に関する誓約書(様式第18号)又は社会保険等の適用除外に関する誓約書(様式第19号)

3 理事長は、一般競争入札参加資格確認申請書及び一般競争入札参加資格等確認資料を受理したときは、收受印を押印した一般競争入札参加資格確認申請書(写)の返却をする。

4 第1項により提出された申請書及び資料(以下本項においては「提出書類」という。)は次のとおり取り扱うものとする。

(1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出書類の提出者の負担とする。

(2) 提出書類は、返却しない。

(3) 提出書類は、入札参加資格審査以外には使用しない。

(4) 提出書類は、提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。

(参加資格の有無の確認)

第7条 理事長は、入札参加希望者の参加資格について、入札参加資格等審査調書(様式第7号)を作成し、入札参加資格者を決定し、様式第7-2号により対象業務の発注所属長あて通知するものとする。

2 対象業務の発注所属長は前項で決定された入札参加資格者に対して、一般競争入札参加資格等確認結果通知書(様式第8号)を発行するものとする。

なお、参加資格が「なし」と決定した者については、その理由を付して通知するものとする。

3 参加資格がないと認められた者は、異議があるときは、参加資格の有無の再確認を求めることができるものとする。

4 参加資格の有無の再確認が終了しなければ、入札を執行することができないものとする。

(現場説明)

第8条 現場説明会は、原則として実施しないものとする。ただし、希望がある場合は現場見学会を実施する。

(設計図書等に関する質問)

第9条 入札参加希望者で、設計図書等に関する質問がある場合は、質疑書(様式第9号)により、受付期間内に理事長あてに、ファクシミリで提出するものとする。

2 入札参加希望者に共通する質疑及び回答(様式第10号)は、入札参加希望者全員に周知するものとする。

(入札保証金)

第10条 入札参加希望者は、見積金額の100分の5以上の額の入札保証金の納付を行わなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 入札参加希望者が保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(出資法人を含む。)と公告(4 入札に参加する者に必要な条件(2))のうち代表構成員として必要な要件を満たす同種の契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) その他前号に準ずる場合であると、理事長が認めるとき。

2 入札保証金は、入札後、様式第11号の請求書に基づきこれを還付するものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金は還付しない。

(入札執行者等)

第11条 入札執行者は、事務局(支社)長が指定した者とする。

2 入札執行者は、入札に当たって、対象業務の発注所属所の職員にその執行を補助させることができる。

(入札の準備)

第12条 入札執行者は、入札の執行が適正に行われるような場所を選定するとともに、入札執行者側と入札参加者側の配置について、十分配慮するものとする。

2 入札執行者は、入札に先立ち、当該入札に付する対象業務の予定価格の封書、くじその他入札執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札金額見積内訳書)

第13条 入札参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書(様式第12号)を提出させるものとする。

(入札)

第14条 入札執行者は、あらかじめ通知した時間になったときは、開始を告げ入札参加者を順次入室させ、対象業務の名称及び場所を読み上げるものとする。

- 2 入札執行者は、入札前に一般競争入札参加資格等確認結果通知書（写）を提出させ確認することにより、入札参加者が参加資格者であることを確認するものとする。
- 3 前項の確認終了後の入札参加は認めないものとする。
- 4 一般競争入札参加資格等確認結果通知書（写）を提出した者であっても、入札時点において参加資格がない者の入札参加は認めないものとする。
- 5 入札参加者は、1入札参加資格者1人とし、入札執行途中での退室は認めないものとする。
- 6 入札は、入札書（様式第13号）に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして入札箱に投入させなければならない。
- 7 入札に参加する者の数が1者の場合であっても、執行するものとする。

（代理人による入札）

第15条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、入札執行者は、入札前に委任状（様式第14号）により代理人であることを確認しなければならない。

（入札の辞退）

第16条 入札執行者は、入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、次の各号に掲げるところにより取り扱うものとする。

- （1） 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第15号）を提出させる。
- （2） 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。

（入札書の書替等の禁止）

第17条 入札執行者は、入札参加者がいったん投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

（入札の取りやめ等）

第18条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（開札）

第19条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者の立会いのもとに行わなければならない。

- 2 前項の開札の場合、入札参加者の立会いを欠いたときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。
- 3 入札執行者は、開札を宣した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。
- 4 入札執行者は、開封した入札書を入札価格順に整理するものとし、予定価格の封書を開封して、入札価格との対比を行わなければならない。
- 5 開札の結果は、入札価格の低いものから順次その入札参加者及び入札価格を発表するものとする。

(入札の無効)

第20条 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合には、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 金額の訂正のある入札書による入札
- (4) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (5) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (6) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者同士がした入札
- (13) 虚偽の一般競争参加資格等確認結果通知書(写)を提出した者がした入札
- (14) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (15) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札及び納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (16) その他公告に示す事項に反した者がした入札

(再度入札)

第21条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者)がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

- 2 再度入札は、3回まで行うことができる。
- 3 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において、無効の入札を行った者及び最低制限価格を設けた場合において最低制限価格未満の価格をもって入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(不調時の取扱い)

第22条 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者)がない場合は、随意契約とすることができるものとする。

- 2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとし、希望者から見積書(様式第16号)を提出させるものとする。

(落札者の決定)

第23条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者)を落札者として決定し、様式第17号により通知するものとする。

(その他)

第 24 条 この要領に定めるもののほか一般競争入札に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則 (平成 30 年 6 月 29 日)

この要領は、平成 30 年 6 月 29 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 9 日)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。